



平成 25 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 長倉 統己
(コード：3647 東証マザーズ)
問合せ先 経営管理本部長 矢野 浩司
(TEL：03-3796-0650)

行使価額修正条項付第 3 回新株予約権（第三者割当）の
6 月度月間行使状況に関するお知らせ（MSワラント）

平成 25 年 6 月 28 日付にて処分しました、行使価額修正条項付第 3 回新株予約権（第三者割当）
（MS ワラント）につきまして、平成 25 年 6 月における月間行使状況について、以下のとおり、
お知らせいたします。

記

＜月間行使状況について＞

1. 銘柄名	行使価額修正条項付第 3 回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数	81,966 株
3. 対象月間の行使額面総額	2 個（5,000 千円）
4. 対象月の前月末時点における未行使残存額	39 個（97,500 千円）
5. 対象月の月末時点における未行使残存額	37 個（92,500 千円）

6. 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使額面総額 (千円)
	新株（株）	移転自己株式（株）		
6 月 28 日（金）	81,966	—	61	5,000

※ 対象月の前月末時点における、当社の発行済株式数：

52,374,951 株（うち、自己株式数：一株）

7. 行使制限に関する状況

①全ての回数を合算した交付株式数（株）	②発行の払込日時点における上場株式数（株）	③行使制限に係る行使比率＝①／②（％）
81,966	47,204,224	0.17

（注）東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び同施行規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」

旨の行使制限を定めるものとしており、当社とマッコーリーバンクリミテッドが締結した「買受契約証書」においても、上記の行使制限を定めています。従いまして、行使があった場合には、本項に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示いたします。なお、行使比率は小数第3位まで算出し、その小数第3位を切捨てます。

8. 行使株数制限の超過について

上記のとおり発行の払込日時点における上場株式数の10%を超えて行使できない旨の契約を締結しておりますが、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、48円以上の行使価額となった場合には10%を超えて転換することが出来る契約としています。

(注) 本新株予約権は平成24年11月22日付にてアルバース証券株式会社から本新株予約権39個の全てを、当社が取得することを当社取締役会で決議し、平成24年12月17日付で取得しております。

その後、平成25年6月28日付にて当社から本新株予約権39個の全てを、マッコーリーバンクリミテッドに処分することを当社取締役会で決議し、同日付で処分しております。

詳細につきましては平成24年11月22日に開示しております「行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)の取得に関するお知らせ」並びに、平成25年6月28日に開示しております「自己新株予約権(行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当))の処分に関するお知らせ(MSワラント)」をご参照願います。

以 上